

ICDD ライセンス移転に関する方針

本書は、既存の ICDD ソフトウェアもしくはデータベース ライセンスを正当な方法で移転または譲渡するために従う必要のある手順について説明したものです。製品スイートのライセンスまたはサイト ライセンスを移転する場合、ライセンスは製品スイート全体に適用されます。製品スイートに属する個別製品については、ライセンスの移転はできません。ライセンスの移転には、その製品の以前のバージョン全てが含まれます。登録済みのコピーを移転する場合には、そのライセンスの以前のバージョン全てに対する権利も同様に移転することになります。

ホストの移転：PC の故障またはオペレーティング システムの再構成によって、ライセンスを登録済みのホスト PC から別の PC に移転する必要がある場合があります。再登録は、ライセンスを受けたエンティティまたは製品タイプが当初の登録から変更されていない限り、ICDD の登録係(registration@icdd.com)に問い合わせることで実施できます。ホストの移転は年に 1 回に限定され、ICDD による承認の対象となります。

ライセンスの移転 - 企業買収、合併、整理統合、関連会社への権利移転による移転を例外として、ライセンスの譲渡はできません。

組織の買収、合併または整理統合の場合には、ライセンスを受けた顧客は、ライセンスを移転するために ICDD の同意を得る必要はありません。ユーザーが将来的なライセンス更新割引を希望する場合には、ICDD は組織の名称、連絡担当者名、または所在地の変更についての通知を受ける必要があります。通知は、ICDD のライセンス移転フォームによって、または ICDD 顧客サービス (sales@icdd.com) に直接問い合わせることによって行うことができます。

関連会社：エンティティは、その Powder Diffraction File および関連するソフトウェアの使用に対する権利を、その関連会社に移転できます。関連会社とは、その議決権の少なくとも 50.1%を移転元のエンティティが所有もしくは管理しているか、または移転元のエンティティの議決権の少なくとも 50.1%を譲受者が所有もしくは管理している別のエンティティのことです。学術機関での具体的なケースでは、関連会社は登録済みエンティティのスタッフ／教職員である場合があります。

関連会社への権利移転の場合には、移転元のエンティティはライセンス移転申請書を使用して、再ライセンスの承認をICDDに申請する必要があります。当初のライセンシーは、書面により移転を承認する必要があり、申請書の署名をもって、当初のライセンシーのライセンスが終了します。